

三豊市図書館再編基本構想策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、三豊市図書館再編基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により事業者を選定するため、その必要な手続等について定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

三豊市図書館再編基本構想策定支援業務

(2) 業務内容

業務内容については、別添仕様書によるものとする。

(3) 業務期間

平成29年2月28日を超えない範囲において、提案に基づき協議するものとする。

(4) 提案額の上限

2,000,000円(税込)

※ この金額は、契約時の予定価格ではなく、事業予算の上限を示すものである。

(5) その他

業務実施上の条件及び成果品は、別添仕様書のとおりとする。

3 参加資格要件

(1) プロポーザルへの参加を申し込む事業者(以下「参加申込事業者」という。)に必要とする参加資格要件は、次のとおりとする。

(ア) プロポーザル方式により契約しようとする業務(以下「該当業務」という。)の実施年度において、三豊市指名競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者(共同企業体についても同様)であること。

(イ) 三豊市建設工事指名停止等措置要領(平成18年三豊市告示第96号)又は三豊市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成20年三豊市告示第205号)による指名停止期間中の者でないこと。

(ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(エ) 指名競争入札に係る参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(オ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 前項第1号の規定は、該当業務において入札参加資格を有する者が極端に少ない場合若しくはない場合又は入札参加資格の有無にかかわらず、広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。

(3) 前項の規定により第1項(ア)の規定を適用しないこととする場合において、資格者名簿に未登載の者には、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める書類を提出させ、その書類を確認した上で、当該プロポーザルに参加させることができる。

(ア) 法人 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)、財務諸表並びに直近年度の国税(法人税及び消費

税)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税に係る全ての納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもの)

(イ) 商号登記している個人 履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)、財務諸表並びに直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県税(事業税)及び市町村民税に係る全ての納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもの)

(ウ) 商号登記していない個人 身分証明書及び登記されていないことの証明書、財務諸表並びに直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県税(事業税)及び市町村民税に係る全ての納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもの)

(4) 参加者は、提案者決定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(5) 本業務の趣旨を十分理解し、的確に履行できること。

4 担当課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373-1

三豊市教育委員会事務局 生涯学習課 (担当 佐柳)

TEL (0875)73-3135・FAX (0875)73-3140

E-mail ご不便を掛けますが、現在メールは使用できませんのでFAXを利用してください。

5 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

| 件 名 | 期 限 等 |
|-------------|---|
| 公募案内の公表期間 | 平成28年7月8日(金)から7月20日(水) |
| 参加申込書受付期間 | 平成28年7月8日(金)午後1時から 7月20日(水)午後3時まで |
| 質問提出期間 | 平成28年7月8日(金)午後1時から 7月20日(水)午後3時まで |
| 質問回答日 | 平成28年7月21日(木) |
| 参加資格審査結果通知日 | 平成28年7月21日(木) |
| 企画提案書提出期間 | 平成28年7月22日(金)午前9時から 8月5日(金)午後3時まで |
| 審査期間 | 日時 平成28年8月9日(火) 午後1時30分から 場所 三豊市役所 ※プレゼンテーション等の詳細は事務局より連絡します。 |
| 審査結果通知日 | 審査期間終了後 |
| 仕様の調整 | 事務局から連絡します。 |
| 契約書の締結 | |
| 契約の履行 | 契約書等に従い、契約期間内に履行する。 |

6 実施要領等の配布

(1) 配布期間

平成28年7月8日(金)から7月20日(水)まで

(2) 配布場所

本市ホームページ内

(3) 説明会

実施しない

7 参加申込書等

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加申込書を提出すること。

参加申込を行った者に対しては、参加審査終了後、プロポーザル方式参加資格確認通知書を交付する。なお、提出期間内に参加申込書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本企画提案に参加することができない。

8 参加申込

(1) 参加申込書の提出期限

平成28年7月8日(金)午後1時から7月20日(水)午後3時まで

(2) 提出書類

参加申込書(様式第1号):1部

(3) 提出先及び提出方法

上記4の担当課まで持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査終了後、平成28年7月21日(木)に参加資格審査結果通知書(様式第2号)を郵送する。

(5) 参加資格の喪失

参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本企画提案に参加することができないこととする。

(ア) 前記の資格要件を満たさなくなったとき

(イ) 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき

9 質問及び回答

本企画提案に関する質問は、次により行うこと。

(1) 質問の方法

(ア) FAXにより質問書を提出すること(着信を確認すること。)

(イ) 他の方法による質問は一切受け付けない。

(ウ) 質問書(様式第3号)に従い、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。

(エ) FAXの送付先:上記4の担当課

(2) 質問書の受付期間

平成28年7月8日(金)午後1時から7月20日(水)午後3時まで

(3) 回答方法

全ての質問をまとめ一括で、平成28年7月21日(木)にFAXで回答する。

10 企画提案書等の受付

企画提案書等は、次により提出すること。

(1) 提出期限

平成28年7月22日(金)午前9時から8月5日(金)午後3時まで

(2) 提出物

(ア) 会社概要書(様式自由)

(イ) 業務実績調書(様式第4号)

業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態(単独又は共同提案体)、業務概要を記載し、その契約書の写しを添付すること。

記載する業務実績は最大5件とし、類似業務業績も可とする。(ただし、PFI等の民間業務実績は除く。)

(ウ) 業務従事者調書(様式第5号)

(エ) 業務履行体制図(様式自由)

業務従事者調書と対応するようにすること。

※上記ア～エを1組にして、提出すること。

(オ) 企画提案書

形式はA4縦版、横書き、両面印刷を基本とする。図表等については、必要に応じA4横版やA3横版の使用も可。様式、フォントについては任意とする。

ページ数は20ページ以内とする。(A3版は2ページとカウント) 表紙及び目次はカウントに含めない。

補足資料の添付は認めるが、最小限とすること。

専門用語を使用する場合は注釈等を付ける等の配慮をすること。

※企画提案書には、会社名、住所のほか、会社を特定できるマーク(社章)等は記載しないこと。

(カ) 見積書

項目ごとの内訳、単価、工数等を詳細に記入し、総括表を作成すること。

(3) 提出部数

提出部数は10(2)の内、ア～エは1部・オは10部・カは1部とする。

(4) 提出先及び提出方法

上記4の担当課まで持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)すること。

(5) その他

提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、三豊市が承諾したものについてはこの限りではない。

また、審査に必要と認められる場合には、市から資料の追加提出を求めることがある。

11 企画提案書の審査方法

(1) 提案内容の評価

参加資格を有する提案者からの企画提案を、審査委員会において、企画提案評価基準(別表)を基に

公平かつ客観的に評価する。また企画提案書に係るプレゼンテーション等を求め、審査委員会で評価を行うものとする。また、提案者が1者の場合であっても、審査委員会が上記10の企画提案書等を基に評価を行い、その結果を提案者に書面で通知する。

(2) 審査委員会開催月日

平成28年8月9日(火)に開催する。

※プレゼンテーション等の詳細については、上記4の担当課より別途通知する。

(3) その他

提案者は、提出された企画提案書の内容について、本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、FAXで行うものとする。

12 受託候補者の決定

本企画提案の受託候補者は、次により決定する。

- (1) 審査委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位のとなった最優秀提案者を受託候補者とする。
- (2) 選定結果については、プロポーザル審査結果通知書(様式第6号)により、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。
- (3) 受託候補者として決定されなかった提案者がその理由についての説明を求めることができる。

13 情報公開及び提供

- (1) プロポーザル方式による提案者決定における公平性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施に関する情報について、提案者決定に影響を及ぼさないよう留意しながら、情報公開及び情報提供をするものとする。
 - (ア) プロポーザル実施に関する情報は、三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号)に基づき公開することがある。ただし、非公開事項等については三豊市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン(平成24年12月21日総務部長)における「プロポーザル方式による事業者選定関係の情報公開可否の運用について」を基本に判断する。
 - (イ) 参加者数、参加者名及び提案者名については、公開する。
 - (ウ) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施過程、結果等については、三豊市ホームページ等を活用し、情報提供に努めること。

14 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

- (1) 審査委員会において決定された受託候補者と契約締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- (2) 契約書の作成
本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 支払い条件
支払い方法は、通常払いとする。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別添仕様書に記載されている事項を基本とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

15 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格(選定対象から除外することをいう。)とするとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとする。

- (1) プロポーザル審査委員又はその関係者に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

16 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用等は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書の追加及び修正は一切認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、三豊市が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 企画提案の提出を辞退する場合は、4の担当課あてに、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。
- (5) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、当市が本案件のプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
不採択となった提案書は提案者に返却することを徹底する。